

2020年5月15日

保護者各位
学生・生徒各位

学校法人静岡理工科大学 理事長 橋本 新平

新型コロナウイルス感染拡大に伴う「緊急特例貸付金制度」の創設について

今回の新型コロナウイルス感染拡大による社会経済活動への影響は計り知れないものがあり、学費をご負担いただいております保護者の皆様におかれましても、経済状況に変化が生じている方、学生ご自身のアルバイト収入を失った方が発生するなど、厳しい状況が続いております。また、この状態がいつまで続くか見極めがつかず、多くの方が不安を抱えていることと推察致します。

本学園では、コロナウイルス問題に端を発し学校での通常授業ができなくなった当初より、遠隔授業に対する準備を進め、全学生・生徒が等しく遠隔授業を受けられるようPC・通信機器の準備のために相当額の資金を投じ、円滑に遠隔授業に移行できるよう対応して参りました。

今般、前述の家計急変により経済的に困窮している方への対応として、当座の資金を補うための「緊急特例貸付金制度」を設けました。国などの公的支援も合わせてご案内させていただきますので、ぜひお役立ていただければ幸いです。

学校法人静岡理工科大学が擁する学校に籍を置くすべての学生・生徒の皆さんが、この厳しい状況の中でも希望をもって豊かな学びの機会をつくっていただけるよう、教職員一同努力を継続して参ります。

記

◆ 緊急特例貸付金制度の概要 ◆

- 名称：学校法人静岡理工科大学 新型コロナウイルス対策緊急特例貸付金
資格：学校法人静岡理工科大学の設置する学校に在籍する学生・生徒（留学生含む）
条件：次のいずれかの事由に該当し、就学に支障が出て、一時的または緊急に生活資金の援助を必要とする者
- 1) 新型コロナ感染症の影響を受けてアルバイト収入の減少等により生活資金が必要となったとき。
 - 2) 家計支持者の失職等により一時的に生活資金が必要となったとき。
 - 3) 自宅外の通学者で仕送りが遅延しているとき。
 - 4) その他、やむを得ない事情があるとき。

貸付金額 : 1万円単位で原則5万円まで(無利息)。

返済時期 : 令和2年12月末日まで(別紙申請書記載の返済予定日の通り)。
一部返済の場合、6回(6か月以内)の分割返済とする。

申込方法 : 学校法人静岡理工科大学グループ各校のHPをご確認の上、各校相談窓口までお問い合わせ下さい。

◆ その他公的支援策の状況 ◆

- 高等教育の修学支援新制度【非課税世帯及びそれに準ずる世帯の方】 大・院・専
- 日本学生支援機構の貸与型・給付型奨学金【幅広い世帯の方】
- 自治体独自の奨学金や民間奨学金等【制度等により異なる】
- 生活福祉資金貸付金(緊急小口貸付貸付等の特例貸付)【幅広い世帯の方】
- 生活福祉資金貸付金(教育支援資金)【低所得世帯】
- 母子父子寡婦福祉貸付金(就学支度資金・修学資金)【母子・父子・寡婦家庭の方】
- 特別定額給付金(総務省)【住民基本台帳に記録されている方】
- 日本政策金融公庫の教育ローン【幅広い世帯の方】
- 雇用調整助成金の特例措置【雇用主】 など

※各制度の概要につきましては、『[経済的支援策一覧\(PDF/1.25MB\)](#)』をご参照いただくか、各機関にお問い合わせ下さい。

以 上